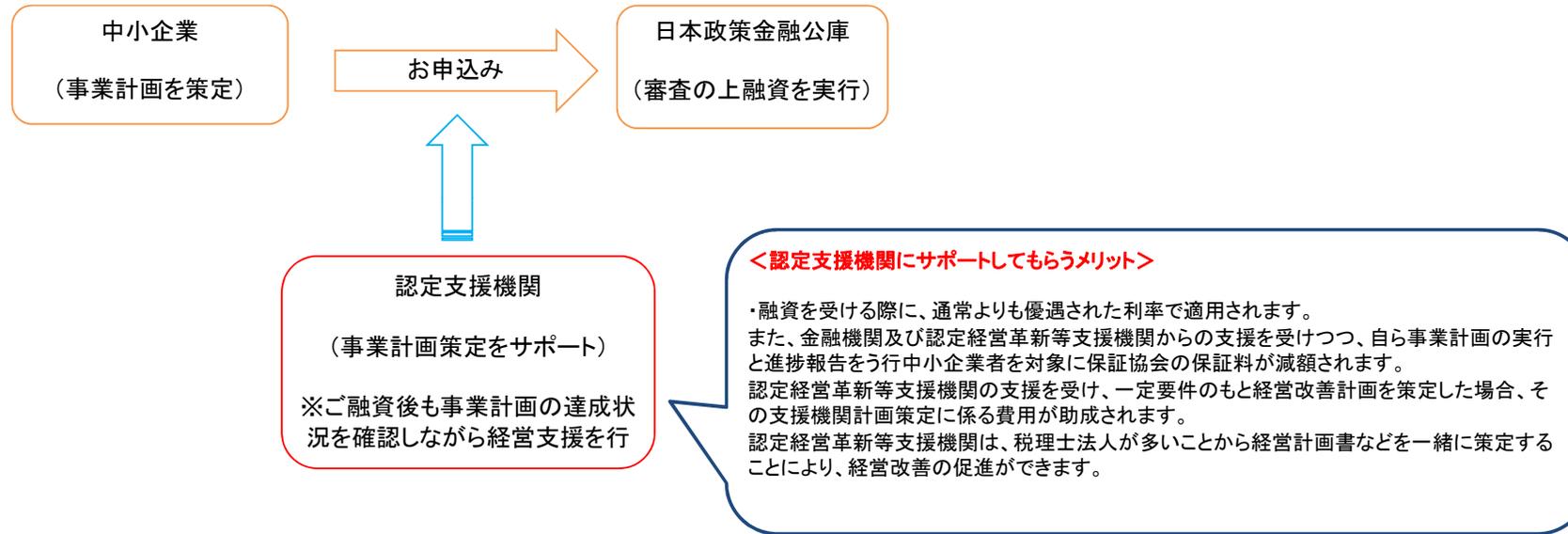


# 日本政策金融公庫 制度融資一覧(経営革新等支援機関サポート)

- ・この制度融資は、経営革新等支援機関が間に入ることにより融資できる制度融資になっています。
- ・経営革新等支援機関と中小企業が一体となって事業計画書の作成や融資後の経営支援を行うことができます。また、一定の要件を満たす場合には金利低減が可能となっております。

## <制度の流れ>



## <制度の種類>

平成25年9月現在

融資の種類	制度の特徴	認定支援機関が支援すること	備考
1 経営環境変化資金	1. 一定の借入負担があり、一時的に資金繰りが悪化している事業者が対象  2. 認定経営革新等支援機関の継続した経営支援が必要  3. 「財務内容の健全化」を計画する事業者が必要な資金について「基準利率-0.4%」が適用される	1. 事業計画の策定支援 2. 融資後の経営支援  3. 計画の達成状況、経営支援内容について日本公庫へ報告  4. 事業者に対する「中小会計要領」等に準拠した計算書類の作成	<事業計画書について> 3~5事業年度を目途に次のいずれかまたは複数を満たす計画であることが条件です。  1. 借入負担年数が10年以内 2. <b>経常利益が赤字から黒字</b> 3. <b>債務超過から資産超過へ</b>  ※最近の決算書において「 <b>経常利益が赤字かつ債務超過の場合、少なくとも2と3の両方を満たす計画であることが条件</b> 」
2 中小企業経営力強化資金	1. 創業または経営多角化・事業転換等の新たな事業活動をするにあたり、経営革新等支援機関による支援を受け、新商品の開発等新たな市場の創出を目指す事業者が対象  2. 1,500万円以内については、「基準利率-0.4%」で、無担保・無保証人でご利用可能	1. 事業計画の策定支援 2. 融資後の経営支援  3. 計画の達成状況、経営支援内容について日本公庫へ報告  4. 事業者に対する「中小会計要領」等に準拠した計算書類の作成	<事業計画書について>  創業・経営多角化・事業展開等の新たな事業活動をする計画であることが必要です。

平成25年9月 金融部